

令和5年度 第3回北海道私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和6年2月19日(月) 13:00～14:20

2 場 所 かでる2・7(道民活動センタービル10F 1040会議室)

3 委員定数 15名

4 出席委員 11名(一部オンライン出席)

前田賢次会長、秋山秀司委員、扇柳尚英委員、宮路真人委員、
須藤美紀子委員、布川耕吉委員、守本朝美委員、祖母井里重子委員、
倉知直美委員、苫米地司委員、中村祐子委員

5 議事

- (1) 前回答申の処理状況
- (2) 諮問事項の審議

6 議事概要

(前田会長が議長となり、前田会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に秋山委員、中村委員を指名した。)

(1) 前回答申の処理状況

(審議に先立って、事務局から前回の答申の処理状況について資料に基づき説明した。)

(2) 諮問事項の審議

【事務局説明】

(事務局から諮問事項の概要について説明し、併せて私立高等学校通信制課程に係る道の「設置等の認可に関する審査基準」の改正について次のとおり説明した。)

前回の審議会におきまして、苫米地委員から本件についてご質問があったところでございますが、文部科学省が、昨年11月20日付で、通信制課程に係る私立高等学校の認可基準(標準例)を策定したところがございます。標準例を踏まえまして、都道府県の認可基準を見直す等により、通信制課程に係る私立学校の適正な認可に努めるよう、各都道府県に対し通知があったところであり、これにより道の審査基準を改正する予定でございます。国の標準例では、施設・設備及び編成といった今までの基準に加え、高等学校通信教育の質の確保のため、通信教育の方法についても、基準が示されたところがございます。例えば、第8の2(2)、「各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること」。(3)「添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力を育む観点から、文章で解答する記述式を一定数取り入れること」。(4)面接指導については、生徒

を実施校または面接指導等実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定することなどについて示されたところでございます。道の審査基準の改正については、現行の審査基準から通信制部分を抜き出し、独立した審査基準とする予定となっております。また、国の標準例には記載がなく、現行の審査基準に記載があるもの、例えば、養護教諭や実習助手の配置については、新たな審査基準に移行し、他校種の審査基準との均衡を図る予定でございます。令和6月4月1日施行を目指し、年度内に審査基準を策定する予定となっております。なお、このあと予定しております諮問事項、広域通信制課程の学則変更全5件につきましては、現行の審査基準の適用となりますが、新基準にも照らして確認を行っていることを申し添えます。

【苫米地委員】

審査基準の改正案につきまして、ひとつ感じることは、通信制教育は非常に重要な教育の手段だと思いますけれども、今日の諮問事項の中でも、定員増が多く出てきているのですが、定員をどんどん増やしていくことについては、いかがなものかなと思います。例えば、公立の通信制は北海道で1校しかないですが、教育環境を多様にしていかなければならないということで、私学だけが定員をどんどん増加していくことについては、多少疑問を感じますので、そのようなことについては認可をするに当たって配慮するような項目があってもいいのではないかと感じております。今回は特に広域とはいえ非常に数が多いので、その辺のことは慎重に考えていくべきなのではないかと考えます。

【事務局説明】

ご意見ありがとうございます。通信制課程の定員増につきましては、今後も教育庁なども含めて、いろんな議論がなされていくと思いますので、ご意見を参考にさせていただいて、今後も議論をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ア 諮問番号第1324号（1）

【事務局説明】

諮問番号第1324号（1）についてご説明させていただきます。本諮問事項は、学校法人釧路キリスト教学園が釧路町内に設置する幼稚園型認定こども園「釧路めぐみ幼稚園」の収容定員について、就園幼児数の増加のため、学校法人から、現行の定員80人から定員120人に変更する認可申請があったものでございます。釧路めぐみ幼稚園は、幼稚園型認定こども園として、1歳児より受け入れを行っている釧路町内唯一の認定こども園で、釧路町内でも住宅や商業施設、企業等が集中している地区に所在しており、また、釧路市にも隣接している場所にあることから、利便性が良く、釧路めぐみ幼稚園に入園を希望する保護者は増えており、令和6年1月現在で、町で設定している釧路めぐみ幼稚園の保育認定利用定員（1歳から5歳までの保育を必要とする園児の定員）38人に対して、既に定員を超える53人が利用している状況であり、そのことから、幼稚園の収容定員（3歳から5歳で就園できる人数）も超えて就園している状況でございます。さらに、釧路めぐみ幼稚園から半径3km圏内にある新東陽地区は、町の中で一番新しい宅地造成地区であり、若い世代が多く、子どもの人数も増加していること、また、地域のニーズに基づき、4月から2歳までしか就園できない町の小規模保育所に就園している幼児を、3歳になったら釧路めぐみ幼稚園で受け入れを行う新たな予定があるこ

となどから、今後もめぐみ幼稚園への入園希望者はさらに増えることが見込まれるとして、町においても、3歳以上の利用定員を22人増員する旨、釧路町子ども・子育て審議会の承認を得ているところです。なお、利用定員は収容定員の内数で設定されているものです。また、釧路めぐみ幼稚園の在園児のうち、年度途中で満3歳となり、その時点から幼稚園の収容定員の対象となる園児が令和6年度において11人いることから、町として、釧路めぐみ幼稚園の収容定員の40人の増員を必要としている旨、町から意見書の提出を受けております。なお、平成27年度からスタートしている子ども・子育て支援新制度では、市町村が、地域ニーズを踏まえ、認可定員の範囲内で利用定員を定めることとしていることから、道では、市町村から定員増が必要との意見が提出された場合は、定員増を認めることとしております。教職員及び施設・設備については、変更後においても、審査基準を満たしていることを確認しております。変更の時期は、令和6年4月1日を予定しております。説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

イ 諮問番号第1324号(2)

【事務局説明】

諮問番号第1324号(2)についてご説明させていただきます。本諮問事項は、学校法人西沢学園が札幌市内に設置する「札幌くりのみ幼稚園」の収容定員について、就園幼児の減少に伴い、定員の適正化を図るため、学校法人から定員減に係る認可申請があったものでございます。なお、教職員数及び施設・設備については、変更後においても、審査基準を満たしていることを確認しております。変更の時期は、令和6年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

ウ 諮問番号第1324号(3)～(8)

【事務局説明】

諮問番号第1324号(3)から(8)までご説明させていただきます。本諮問事項は、学校法人帯広葵学園が帯広市内に設置する幼稚園型認定こども園「認定こども園帯広の森幼稚園」他5件について、本年4月1日から幼保連携型認定こども園へ移行するため、学校法人から幼稚園廃止認可申請があったものでございます。幼稚園及び幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼保連携型認定こども園の設置認可と、学校教育法第4条第1項に定める幼稚園の廃止認可が必要となります。そのため、本廃止認可は、幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたことを確認した上で、幼稚園の廃止認可を行う予定でございます。廃止の時期は、令和6年3月31日を予定しております。説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

(出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

エ 諮問番号第1324号(9)

【事務局説明】

諮問番号第1324号(9)学校法人国際学園が設置する「星槎国際高等学校」の収容定員等に係る学則変更認可申請についてです。本諮問事項は、地域貢献ができる人材育成に向けた多様な教育の確保のため、収容定員の変更や面接指導等実施施設の追加等を行うものです。変更の時期は令和6年4月1日です。変更内容の一つ目は、収容定員の変更で、現在の5,500人から、8,000人に変更するものです。令和5年5月1日現在の生徒数は6,806人で既に収容定員を超過しており、定員増の数は、生徒数6,800人に、近年における1年あたりの生徒増加数400人を3年間分見込んでおります。収容定員変更後の各施設毎の定員は別紙1及び別紙2のとおりです。続いて二番目、面接指導等実施施設の追加等についてでございますが、現在の84施設から3施設を追加し、2施設を削除、1施設を移転、2施設を名称変更するものです。追加施設の概要は表のとおりでございます。続いて三番目、学習等支援施設です。現在の57施設から1施設を追加し、2施設を削除、3施設を名称変更するものです。追加施設の概要は表のとおりでございます。続いて四番目、授業料等の変更です。物価高騰により諸経費の支出が増えていることから、家庭負担も踏まえた上で、普通科と専攻科の入学金を20,000円から50,000円に値上げするものです。2月8日、学事課職員により、旭川学習センターの現地調査を実施し、追加施設において、工事が一部完了していないことから、完了し、施設設備が整ったことを確認した上での認可(条件付)となります。その他、変更内容について審査基準を満たしていることを確認済みです。現地調査以外の場におきましても、12月に本校や埼玉県の川口学習センターを視察するなど、所轄庁として通信制高校の教育内容の把握に努めているところでございます。続きまして、本認可申請の収容定員増についてでございますが、まず一番目、文部科学省が実施している「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、不登校児童生徒数は過去最多となっており、中でも道内の中学生は1年に1,000人以上、不登校生徒が増えているという調査結果があります。続いて二番目、また、文部科学省が委託して実施した調査結果によりますと、全国的に生徒を募集している、広域通信制高校においては、生徒約3人に2人の割合で、小中学校又は前籍の高校で不登校の経験があるという調査結果があります。次の三番目です。こうした中、文部科学省では、昨年3月、「誰一人取り残されない学びの不登校対策(通称COCOROプラン)」を策定し、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目標とし、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、個々のニーズに応じた受け皿を整備することを主な取組としています。このことから、不登校の生徒が学びたいと思った時に、学びたい環境を整えることで、教育条件が向上することから、審査基準を満たすものと考えております。説明は、以上です。御審議よろしくお願いたします。

【前田議長】

定員は相当増え、施設が減る訳ですが、現地確認も行き、それでも大丈夫と判断した中身をご説明願います。

【事務局説明】

旭川の現地調査でございますが、建物はあるのですが、一部改修工事中ということで、床などの工事を行っているところでした。工事行程表もこちらで確認しておりますので、工期が今

年度内に終わる見込みがあることから、条件付き認可で進めたいと思っております。

【前田議長】

追加施設の埼玉と宮崎は見えていないということですね。

【事務局説明】

見る基準といたしましては、専門学校等の既に認可を受けている施設に関しては、調査は行わず、あくまでも自前のキャンパスとして新設するところ、認可を受けていないところに調査に行くという考え方です。

(議長から各委員に意見等を確認したところ次のとおり質疑があった)

【苫米地委員】

一つ確認ですが、広域の通信制過程に係る今度の新しい審査基準では、当該地区の都道府県の生徒の募集見込み等も踏まえた、当該都道府県の意向を考慮するということが書いてありますが、現行の基準にはないのでしょうか。

【事務局説明】

ありません。

【苫米地委員】

当該都道府県の定員がありますが、これが確実に募集できるかどうかというような検討は、今回は行われていないということですね。

【事務局】

行っておりません。

【苫米地委員】

わかりました。

【前田議長】

埼玉や宮崎のことについては、どのように考えているのか、ご説明願います。

【事務局説明】

面接指導等実施施設を設けるときには、今既に基準がありまして、他県の審査基準を参酌することになっています。今回新しい審査基準案に入りました生徒募集のところは、設置者が確認し、その意向を考慮するといったところが示されたところです。

【扇柳委員】

広域通信制の件ですが、今回の資料を拝見したところ、大きな数字が今回の5件に関してはあがっており、その中で先程から話題になっているとおり、北海道内の子どもたちの通信制に対するニーズと道外も含めて広域通信制のニーズがあると。特に通信制に関しては、今現在ニーズが年々増していて、この後も恐らく増していくんだろうなど、当然のことながら通信制高校というのは、全ての子どもが学びを継続していくためには、必要なあり方なんだろうと思う一方で、まず数がすごく大きいのと、それから道内の私立で通信制を実施されている学校もあれば、当然道外もあるわけで、なおかつ私立と公立の通信制との兼ね合いというのも多分あるんだろうという風に思っております。そういったことが全て兼ね合いとかバランスとかが実は、不勉強でわからなかったものですから、そういった公立との関係、北海道外の私学の通信

制との関係とか、そしてやっぱりこの後の生徒のニーズの変動とかっていうことを併せて考えていかなければいけない中で、もちろん今回の件に関しては、設置基準に合致されているということなので、反対する何ものもないんですが、今後通信制高校がどんどん大きく規模を拡大していくことが予想される中では、そういった全体の数字というか、北海道の私学以外の数字というのもこういった形に変動していくのか、情報等々があれば、その都度で構いませんので、お知らせいただければありがたいなと思っております。

【事務局】

ありがとうございます。道外と道内それぞれ定員のお話がありました。令和3年の改正で各施設ごとの定員を令和4年度末までに学則で定めるとなり、今年度に入り、各面接指導等実施施設の定員が見えてきたところです。今、北海道に定員があるものとしましては、まず道立高校は有朋高校が約3,000、私立は、北海道が所轄する通信制高校と道外他府県が所轄する通信制高校の定員では、今把握しているところでは、合わせて約12,500になります。うち、北海道が所轄する学校の定員は、この4月に株式会社立から学校法人立に変わる三和高校も含めるとおよそ6,700です。一方、道外の都府県が所轄する通信制高校の定員はおおよそ5,800で、あくまでも定員ベースですけれども、現在こういった現状になっております。

(他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

オ 諮問番号第1324号(10)

【事務局説明】

諮問番号第1324号(10)学校法人創志学園が設置する「クラーク記念国際高等学校」の収容定員に係る学則変更認可申請についてです。本諮問事項は、社会情勢の変化に伴う子ども達を取り巻く環境の変化などの背景による、生徒の多様なニーズに応えるため、収容定員の変更や面接指導等実施施設の追加等を行うものです。変更の時期は令和6年4月1日です。変更内容の一つ目は、収容定員の変更で、現在の12,480人から、15,000人に変更するもの。令和5年5月1日現在の生徒数は11,617人ですが、12月末現在では既に収容定員を超過しており、定員増の数は、12,000人に、近年における1年あたりの生徒増加数1,000人を3年間分見込んでおります。収容定員変更後の各施設毎の定員は、別紙1及び別紙2のとおりです。続いて二番目、面接指導等実施施設の追加等についてですが、現在の98施設から4施設を追加し、1施設を削除、1施設を移転、2施設を増床するものです。追加施設の概要は表のとおりです。続いて三番目、学習等支援施設の追加ですが、現在の5施設から3施設を追加し、8施設とするものです。追加施設の概要は表のとおりです。続いて四番目、授業料等の変更ですが、生徒の補充学習について、きめ細かな対応を行うため、新たに11,000円という区分を設けるものです。これらについては、1月25日、26日に学事課職員において、追加施設の西神中央学習センター、移転施設の京都学習センターを現地調査しており、京都学習センターについては、今回、初めて所在する京都府にも立ち会いをいただき現地調査を実施、変更内容について審査基準を満たしていることを確認済みです。また、現地調査以外においても、12月には、東京都の東京学習センターを視察するなど、所轄庁として通

信制高校の教育内容の把握に努めているところです。本認可申請の収容定員増についての考え方は、先程の諮問番号1324号(9)と同様です。以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

(出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

カ 諮問番号第1324号(11)

【事務局説明】

諮問番号第1324号(11)学校法人恭敬学園が設置する「北海道芸術高等学校」の収容定員に係る学則変更認可申請についてです。本諮問事項は、社会構造の変化に伴う子ども達を取り巻く環境の変化などの背景による、生徒の多様化に対応した教育の提供を行うため、収容定員等を変更するものです。変更の時期は令和6年4月1日です。変更内容の一つ目は、収容定員の変更で、現在の1,350人から、1,920人に変更するものです。令和5年5月1日現在の生徒数は1,411人で既に収容定員を超過しており、定員増の数は、定員遵守のため、早期の募集締め切りや、転入学の受け入れを断るなどにより、影響を受けている生徒数が毎年約200人程度いることから、学びの場の確保のため、約200人の3年間分の生徒数を見込んでいます。収容定員変更後の面接指導等実施施設の定員は表のとおりです。続いて二番目、教育区域の追加等についてですが、現在の39都道府県から8府県を追加し、47都道府県とするものです。続いて三番目、授業料の変更についてですが、物価高騰による人件費の増や、より質の高い教育を提供するため、1単位あたりの授業料を12,000円から12,030円へ30円値上げするものです。続いて四番目、教育課程表の変更についてですが、学校設定科目について、より生徒に複合的な力を身につけさせるため、例えば、美術では水彩・油彩といった個別の1単位で設定していたものを「美術表現」という枠組みにし、3～4単位を取得させるという変更を行うものです。変更内容について審査基準を満たしていることを確認済です。本認可申請の収容定員増についての考え方は諮問番号1324号(9)と同様です。以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

キ 諮問番号第1324号(12)

【事務局説明】

諮問番号第1324号(12)学校法人北海道教育学園が設置する「北海道教育学園三和高等学校」の学則変更認可申請についてです。本諮問事項は、北海道に根ざした教育の提供を行っていくための教育区域を変更するものです。変更の時期は令和6年4月1日です。変更内容は、教育区域を全国から北海道のみに変更します。なお、数年前から教育区域を変更する予定で、生徒や保護者に説明し、理解を得ているところであり、道外在籍生徒19名については、現時点で全員が卒業見込み、または転学届が受理されていますが、道外生徒の転校及び卒業を確認した上で認可する、条件付認可としたいと考えております。説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

ク 諮問番号第1324号(13)

【事務局説明】

諮問番号第1324号(13) 学校法人酪農学園が設置する「酪農学園とわの森三愛高等学校」の学則変更認可申請についてです。本諮問事項は、生徒へのきめ細かな教育と教育環境の充実を持続的に提供することを前提に、高騰する教育経費や、施設設備の更新等に対応するため、授業料等を変更するものです。変更の時期は令和7年4月1日で、変更の上げ幅が大きく、事前の周知期間を長く設けたいという設置者の意向から、この時期の認可申請となっております。変更内容の一つ目は、授業料等の変更で、入学金については、通信コースが30,000円、通学コースが100,000円であったものを、50,000円に統一します。各コースともに、教育充実費、施設維持費、実習費、レポート教材費を共通して徴収し、現在の支出状況等を踏まえ、コース毎に金額を設定します。改定率は、コースによって異なりますが、一番値上げの少ないコースで8%程度、多いコースで24%程度の増となります。続いて二点目、教育課程表の変更ですが、(1)の授業料等の変更に基づき、教育課程表における一部表記を削除します。説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

ケ 諮問番号第1324号(14)

【事務局説明】

諮問番号第1324号(14) 専修学校の課程の廃止認可についてご説明させていただきます。こちらは学校法人光塩学園が札幌市に設置する「光塩学園調理製菓専門学校」の高等課程の廃止認可申請についてです。当該学校は、衛生分野高等課程の夜間部「調理科」について、入学志願者の減少を理由に令和4年4月から募集を停止しており、当該学科の存続について検討を続けておりましたが廃止を決定し、当該学科の廃止に伴って、高等課程を廃止するものです。当該学科の学生は、令和4年9月に全員が卒業済みであり、当該学科の教員は配置換え済みとなっております。指導要録等の保管については、引き続き当該校で保管を行うこととしております。説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

コ 諮問番号第1324号(15)

【事務局説明】

諮問番号第1324号(15) 専修学校の目的変更認可についてご説明させていただきます。こちらは学校法人電子開発学園が札幌市に設置する「北海道情報専門学校」の商業実務分野の廃止に関する目的変更認可申請についてです。当該校は商業実務分野専門課程の「ビジネス科」について、入学志願者の減少を理由に令和3年4月から募集を停止しており、当該学科の廃止に伴って、商業実務分野を廃止するものです。当該学科が廃止された後も、収容定員、年間授

業時間数、教員数などについては基準を満たしております。また、当該学科の学生は、令和5年3月に全員が卒業済みであり、当該学科の教員は配置換え済みとなっております。説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

7 閉会

(以上をもって、令和5年度第3回北海道私立学校審議会を終了した。)